

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月6日

【発行者名】 みずほ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 中 慎 一 郎

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目5番27号

【事務連絡者氏名】 商品開発部長 三 木 谷 正 直
連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号

【電話番号】 03-5232-7700

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 みずほインカムトラストファンド1月号

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限50億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

みずほインカムトラストファンド1月号（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型金銭信託受益権投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当ファンドは、組入れ信託受益権等の信用リスク管理および流動性管理を徹底することにより、格付機関の「株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という場合があります。）よりファンド信用格付“ A f c（シングルエーエフシー）”を取得しております。（平成25年12月5日現在）

なお、取得したファンド信用格付は、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更となる場合、また取得を中止する場合がありますのでご注意ください。

ファンド信用格付は、将来の運用成果等を約束または保証するものではありません。

ファンド信用格付とは

R & Iのファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対する意見の表明であり、そのファンド信用格付の主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオです。

評価は「A A A f c」から「C f c」の9段階ですが、「A A f c」から「C C C f c」までの格付には、同一格付符号内での上下を区別するため、プラス・マイナスが付される場合があります。当ファンドのファンド信用格付は、9段階の最上位から3番目となります。

ファンド信用格付の定義

符 号	定 義
A A A f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、A A Aの債券と同程度である。
A A f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、A Aの債券と同程度である。
A f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
B B B f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、B B Bの債券と同程度である。
B B f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、B Bの債券と同程度である。
B f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
C C C f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、C C Cの債券と同程度である。
C C f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、C Cの債券と同程度である。
C f c	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

ファンド信用格付“ A f c（シングルエーエフシー）”は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が“ A（シングルエー）”の債券と同程度である。」を意味します。債券格付“ A ”の定義は、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある。」というものです。

ファンド信用格付の定義は、予告なしに変更となる場合があります。

ファンド信用格付の評価対象は、R & Iの付与する他の信用格付（発行体格付、長期個別債務格付、短期格付、保険金支払能力）が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。ま

た、その評価は他の信用格付が示す債務履行の確実性（信用力）と異なります。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は、主として信用評価以外の事項を勘案しているため、信用格付業以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付付与の可否判断のみに用いられ、ファンドの信用格付の符号の水準に影響しません。

R & Iはファンド信用格付によって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付は、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途換金により、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

R & Iが信用格付業者として当ファンドの信用格付を提供し、または閲覧に供する場合には、信用格付等の事項がR & Iのホームページの「格付関連データ（ストラクチャードファイナンス）」のサイト（アドレス：<http://www.r-i.co.jp/jpn/sf/data/>）の「月次版格付一覧（ストラクチャードファイナンス）」の「ファンド信用格付」をクリックすると得られる「ファンド信用格付 一覧」および「「ファンド信用格付 一覧」の当ファンド名をクリックすると得られる書面」において公表されます。（システム障害や上記サイトのアドレス変更があった場合等には、情報が入手できない場合があります。）

参考：債券の信用格付の定義

符 号	定 義
A A A	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
A A	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
B B B	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
B B	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
C C C	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
C C	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

債券の信用格付の定義は、予告なしに変更となる場合があります。

株式会社格付投資情報センター（R & I）とは

わが国最大の格付機関であり、社債やコマーシャルペーパー（C P）、資産担保証券（A B S）、金銭信託、投資信託等について、格付対象企業や金融機関から独立した中立、公正な立場から格付を行っています。その格付は投資家から高い信頼を得ており、社債ではわが国で発行されたもののほとんどを網羅しています。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

50億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

毎年1月20日（同日が休業日の場合は翌営業日とします。）の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金を税引後当ファンドに繰り入れて再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

申込単位は以下の通りとなります。

一般コース : 100万口以上1口単位(当初元本1口=1円)

自動けいぞく投資コース: 100万円以上1円単位

上記は販売会社における標準的な申込単位です。販売会社によっては別に申込単位等を設定する場合があります。

ただし信託財産の運用方針の維持及び円滑な資金管理のため、取得申込者一人あたりの取得申込みは原則として1億口または1億円を上限とします。

申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(注) 「自動けいぞく投資コース」を選択された取得申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成25年12月24日から平成26年1月20日まで

当ファンドは、毎年12月20日^{*}の翌営業日から1月20日^{*}までの約1ヵ月間を取得申込受付期間とします。なお、追加設定は、取得申込受付期間の最終日の翌営業日に行います。

^{*} 同日が休業日の場合は翌営業日とします。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(9) 【払込期日】

取得申込金額は、販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。なお、取得申込金額には利息は付きません。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

金銭信託の受益権（以下「信託受益権」という場合があります。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行う、委託者指図型の追加型投資信託（金銭信託受益権投資信託）です。

当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める「委託者指図型投資信託」のうち、同第4項（証券投資信託）以外の投資信託です。本書中では、主要投資対象の名称を付して特に「金銭信託受益権投資信託」と呼びます。なお、当ファンドの所得税法上の区分は、所得税法第2条第1項第15号の3に定める「公募公社債等運用投資信託」に該当します。

<ファンドの特色>

1. 金銭信託の受益権（信託受益権）を主要投資対象とします。
2. 1年決算型の追加型投資信託です。
3. ファンドの運用成果の目標を提示します。
 - ・参考情報として、ファンドの取得および換金申込受付期間に「参考目標分配率」を提示し、毎計算期初に、改めて「目標分配率」を提示します。
4. R & I（株式会社格付投資情報センター、以下同じ。）のファンド信用等级付“ A f c ”を取得しています。

1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表

（注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	国内	不動産投信	
	海外	その他資産	
		（金銭信託受益権）	
		資産複合	

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産 （金銭信託受益権）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当資産を表す。

特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。
-----	---

< 属性区分 >

・ 属性区分一覧表

（注）当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
債券 一般	年2回	日本	条件付運用型
公債	年4回	北米	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
社債	年6回（隔月）	欧州	
その他債券	年6回（隔月）	アジア	
クレジット属性	年12回（毎月）	オセアニア	
不動産投信	年12回（毎月）	中南米	その他型
その他資産 （金銭信託受益権）	日々	アフリカ	（金銭信託受益権投資信託）
資産複合	その他	中近東（中東） エマージング	

・ 属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 （金銭信託受益権）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他型 （金銭信託受益権投資信託）	目論見書又は投資信託約款において、「ブル・ベア型」、「条件付運用型」、「ロング・ショート型」及び「絶対収益追求型」のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、括弧内の記載はその仕組みや運用手法等の性質を示す。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

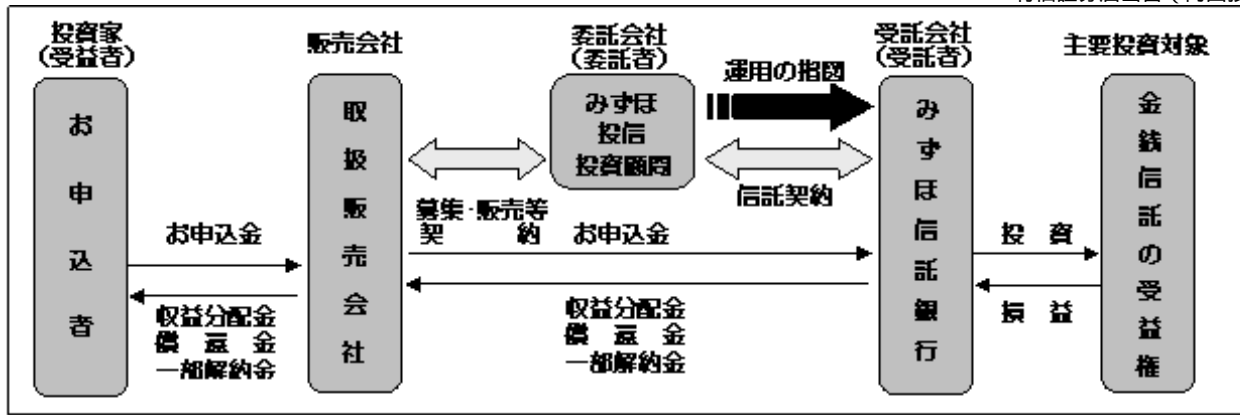
(2) 【ファンドの沿革】

平成18年1月23日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「受益権の取扱いに関する契約」(募集・販売等契約)を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

委託会社の概況

- 1 資本金の額 20億4,560万円（平成25年9月末日現在）
- 2 会社の沿革

昭和39年 5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成 9年10月 1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年 7月 1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年 7月 1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更
- 3 大株主の状況（平成25年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

運用方法

1 主要投資対象

金銭信託の受益権を主要投資対象とします。なお、このほか有価証券および金融商品等へ投資する場合があります。

参考：投資対象として想定される金銭信託の内容

商品分類	信託銀行が設定する金銭信託
投資対象	円建ての信託受益権、資産担保証券、公社債及びコマーシャル・ペーパーその他有価証券等、取得時点において格付機関より長期A格または短期a - 2格以上（a - 2格のものは期間3ヵ月以内）の格付けを取得しているものが主たる運用対象。 また、金利スワップ等のデリバティブ取引及び有価証券の貸付等を行うこともある。
運用の特色	信販会社との提携により、主として個人の自動車ローン債権、ショッピングクレジット債権や住宅リフォームローン債権等を裏付け資産とする合同運用指定金銭信託の信託受益権（優先劣後構造による優先受益権）を主要投資対象とし、元本の安全性に配慮しつつ、着実な予定分配の実現を目指す。 また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、運用財産のキャッシュフローや信託金の元本の状況を踏まえた金利スワップ契約の締結を行う。

格付投資情報センター（R & I）、日本格付研究所（J C R）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody ' s）、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）等

2 投資態度

金銭信託の受益権を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

- ・信託受益権は、実質的に指名金銭債権へ主として投資するものとします。
- ・信託受益権は、取得時において、R & Iのファンド信用格付A f c（シングルエーエフシー）格同等以上が付与されているものとします。
- ・また有価証券および金融商品等は、取得時において、格付機関（R & I等）による格付けが長期A格 / 短期a - 2格同等以上が付与されているものとします。

原則として、信託受益権を高位（信託財産の純資産総額の90%以上）に組入れることを基本とします。

なお資金動向および市場動向の急激な変化、この投資信託の設定、解約、償還、投資環境の変動、信託財産の規模等によっては、投資制限の範囲内で、弾力的に変更する場合があります。

[用語解説]

- 金銭信託 : 金銭を信託財産として信託銀行に預け、信託期間が終わった時点で元本と収益を受け取る商品を行います。また商品性として、必ずしも元本が保証されているわけではありません。
- 信託受益権 : 信託財産の元本および収益を受け取ることができる権利を行います。
- 指名金銭債権 : 指名債権であって金銭の支払いを目的とするものをいいます。また、指名債権とは、債権者が特定した普通の債権のことをいいます。具体的には、自動車ローン債権、ショッピングクレジット債権、住宅リフォームローン債権等があげられます。

[運用の仕組み]

投資資金の流れ

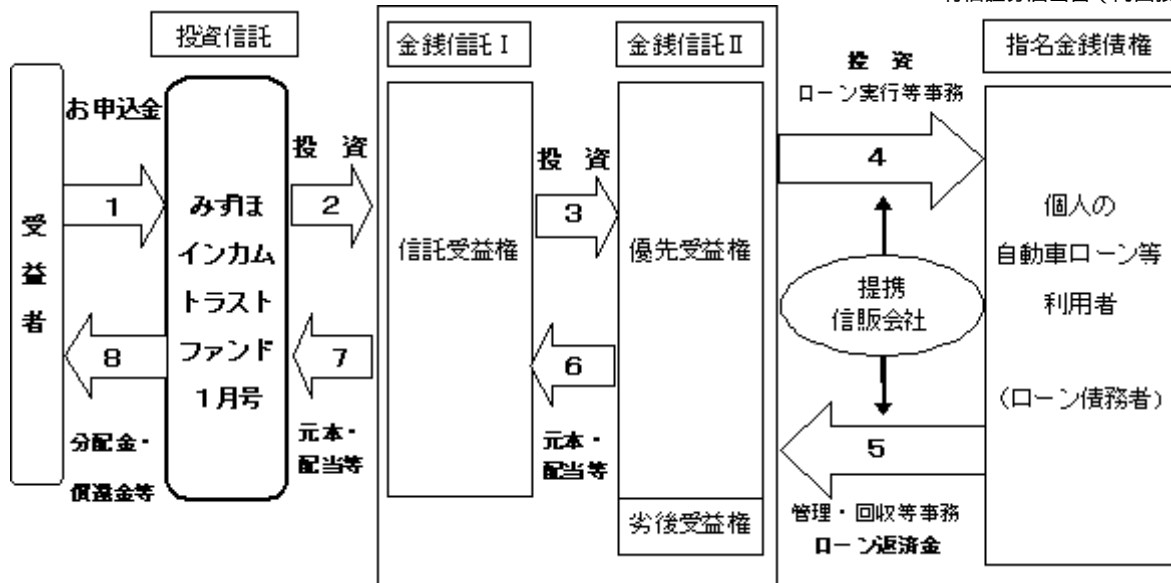
- ・当ファンドは受益者の皆様のお申込金について、金銭信託の信託受益権への投資を通じて、実質的には指名金銭債権（以下、具体例として「自動車ローン等」といいます。）へ投資します。

投資資金の流れでは、当ファンドはお申込金を主として金銭信託（下図ご参照。以下同じ。）の信託受益権へ投資し、また金銭信託は金銭信託の優先受益権へ投資し、金銭信託は自動車ローン等へ投資を行います。（1～4）

また当ファンドは、自動車ローン等の返済金について、金銭信託の優先受益権および金銭信託の信託受益権を通じて、元本と収益（配当）を受取り、これを主たる原資として当ファンドの受益者の皆様へ配金・償還金等の支払いを行います。（5～8）

なお、自動車ローン等の場合、ローン実行および回収等は事務委託先の提携信販会社を通じて行います。

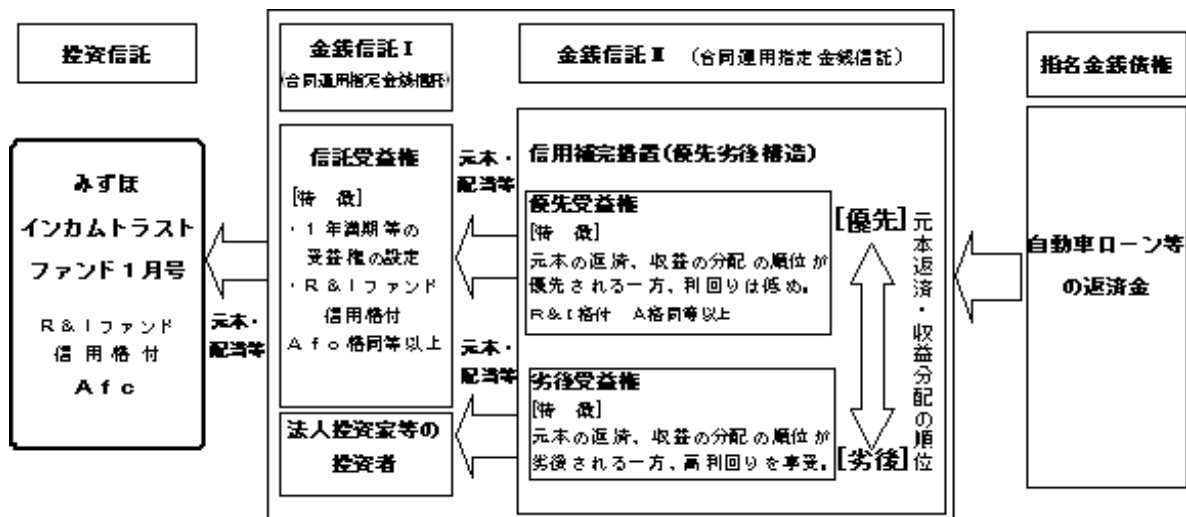
金銭信託 ・ は仕組みを説明するために付した名称です。



数字は投資資金の流れの順番を表します。

運用の仕組みのポイント - 信用補完措置（優先劣後構造）

- ポイント1：自動車ローン等は、返済の遅延や貸倒れ等の信用リスクを内包していますが、当ファンドが投資する金銭信託では、信用リスクを低減するために優先劣後構造の仕組み（下図ご参照。以下同じ。）を採用しています。この仕組みを信用補完措置といいます。
- ポイント2：自動車ローン等の返済金を受け取る金銭信託は、優先受益権と劣後受益権を設けます。ローンの信用リスクについて、劣後受益権が一定程度吸収することで、優先受益権の信用リスクは安定的なものとなります（R&Iの格付A格同等以上）。
- ポイント3：金銭信託は、信用補完措置による優先受益権を組入れ資産とし、1年満期等の信託受益権を主として設定します（R&Iのファンド信用格付Afc格同等以上）。当ファンドは、この金銭信託の信託受益権を主要投資対象とすることで、信用リスクの低減を図っています。



優先受益権とは、金銭信託で受取った自動車ローン等の返済金（元金・利息）について、優先的に元本の返済、収益の分配がなされる部分を行い、逆に元本の返済、収益の分配が劣後する部分を劣後受益権といいます。

合同運用指定金銭信託とは、信託銀行が設定する金銭信託（金銭を信託財産として預け、信託期間が終わった時点で元本と収益を受け取る商品）の一種で、多数の委託者（預ける人）が運用の方法を指定して金銭を預け、合同で運用される方式のものをいいます。

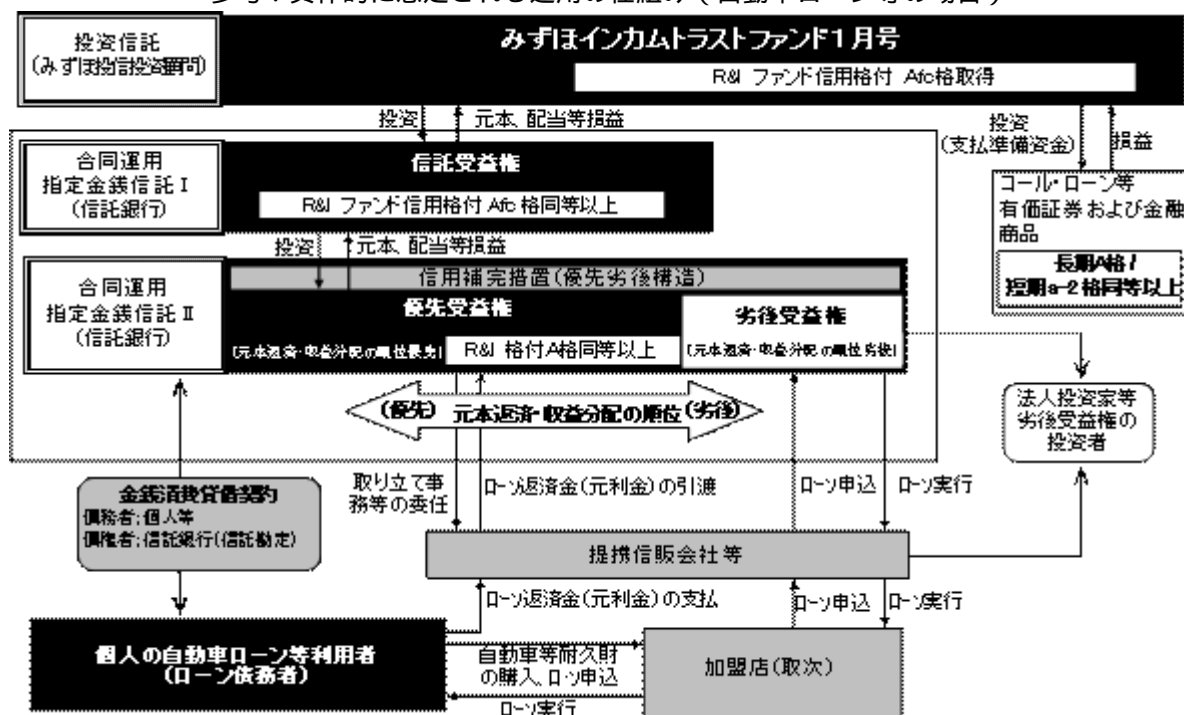
流動性管理について

- ・当ファンドは信託受益権（取得時のR & Iのファンド信用格付A f c格同等以上）を原則高位（90%以上）に組入れますが、原則として、毎計算期末までに満期を迎える1年満期等の信託受益権等へ主として投資することで、流動性リスクの低減を図った運営・管理を行います。
- ・また換金申込受付期間以外において、受益者から特別な事由がある場合の中途換金（特別解約）の請求が発生した場合等に備え、支払準備資金として一定の割合を有価証券および金融商品等（取得時において格付機関による格付けが長期A格、短期a - 2格同等以上、かつ満期まで3ヵ月以内のもの）で運用することにより、ファンドの安定性を高めています。
- ・ただし、資金動向および市場動向の急激な変化、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動、信託財産の規模等によっては、当ファンドの投資制限の範囲内で弾力的に変更する場合があります。

その他運用の仕組みの特徴

- ・実質的な投資対象とする指名金銭債権（ローン等）の貸付金利は、一般に同様の条件の公社債等の利回りと比較して相対的に高い水準にあり、投資対象としては魅力的であることが特徴です。ところが実際にローン等の貸付を行った場合、返済の遅延や貸倒れ等の信用リスクを伴います。この信用リスクを伴うローン等の中で、自動車ローン等のように種類によっては、多数のローン債権を束ねて信用リスクを分散させ、さらに信用補完措置（優先劣後構造等）を講じることにより、信用リスクの低減を図った優先受益権とすることができます。当ファンドは、上記のような信用リスクの低減を図った優先受益権へ投資する金銭信託の信託受益権を主要投資対象とします。
- ・具体的に想定される運用の仕組みとして下図に示す「自動車ローン等」の場合の金銭信託（合同運用指定金銭信託）は、信託方式による信用補完措置（優先劣後構造）を利用してローンの利用者へ実質的に直接貸付ける方法（提携ローン方式）を採用しているため、流動化商品において問題となる債権移転にかかる対抗要件具備（対抗要件の具備は、債務者に対する通知、債権者の承諾、「債権譲渡特例法」に基づく登記、「特定債権法」に基づく公告等の方法で行います。）の問題は発生せず、提携信販会社等の信用リスクから隔離が図られていることも特徴といえます。
- ・金銭信託は、主として自動車ローン等の優先受益権である金銭信託（合同運用指定金銭信託）へ投資する他、信用リスクが分散されて一定の格付け基準（同等のものを含む）を満たすショッピングクレジット債権、住宅リフォームローン債権等を裏付け資産とする信託受益権及び資産担保証券等ならびに債務担保証券等へ投資する場合があります。また、当ファンドが上記債権および信託受益権等へ直接投資する場合があります。
- ・金銭信託と金銭信託では投資期間、金利が異なるため、金銭信託は金利変動リスクを内包しています。金銭信託では、これを軽減するため金利スワップ取引を行います。

参考：具体的に想定される運用の仕組み（自動車ローン等の場合）



ファンドの運用成果の目標

当ファンドでは参考情報として、当ファンドの取得および換金申込受付期間中に「参考目標分配率」を提示し、毎計算期初に、改めて「目標分配率」を提示します。

参考目標分配率 0.24%（税引前）

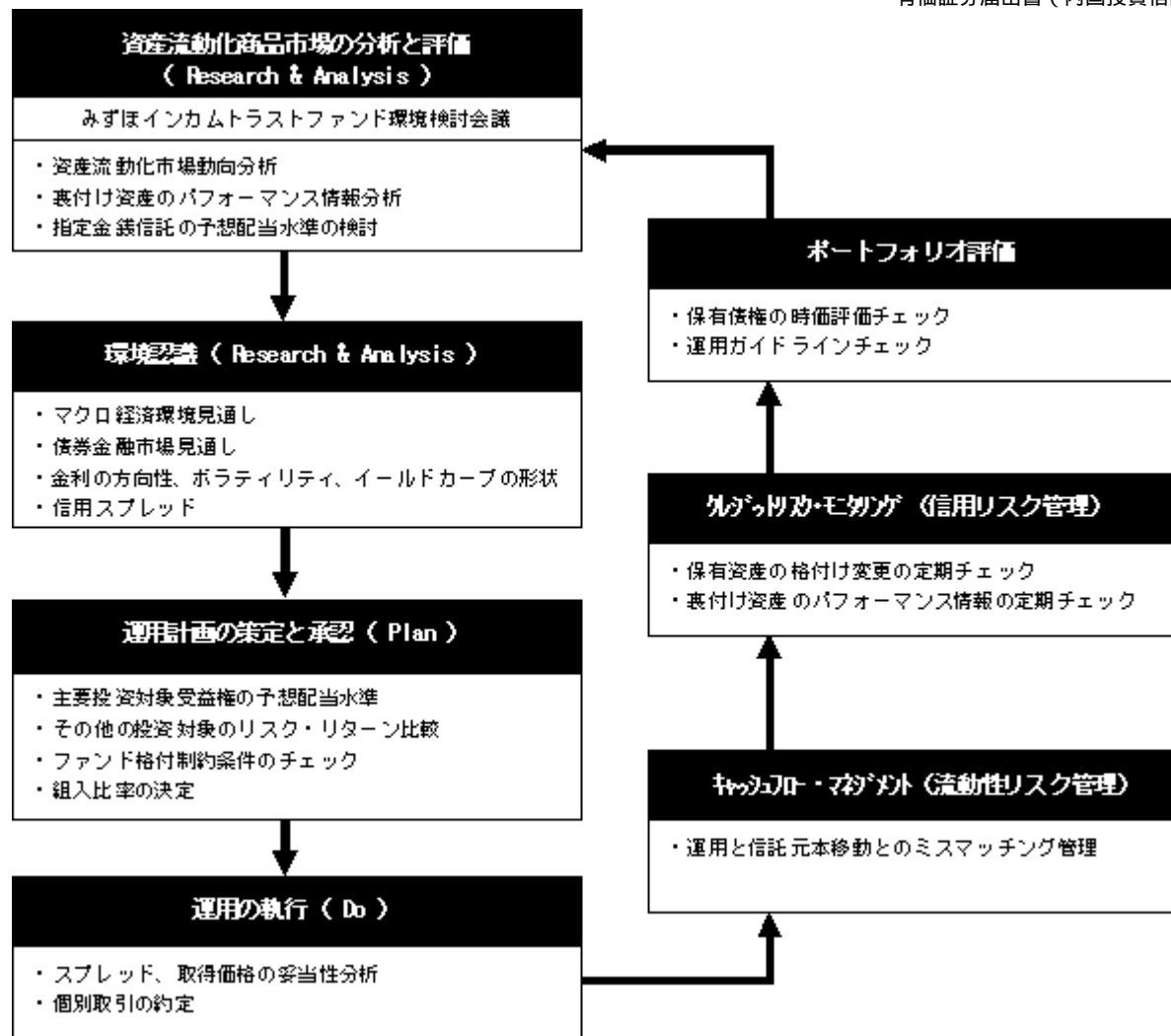
- ・上記「参考目標分配率」は、今回の取得および換金申込受付期間である平成25年12月24日から平成26年1月20日までに、当ファンドのご購入を検討される際の参考情報として、平成25年12月5日時点で算出した値です。「目標分配率」を当ファンドの計算期初に改めて算出します。
- ・分配率とは、毎計算期末において収益分配金として計上される金額を、当該計算期初の元本の金額で除して得られる値を年率換算表示（税引前）したものです。
- ・「参考目標分配率」は、当ファンドの取得および換金申込受付期間において、翌計算期間にかかる参考情報として提示するものであり、「目標分配率」は、毎計算期間内における参考情報として毎計算期初に改めて提示するものです。
- ・「参考目標分配率」および「目標分配率」は、提示時点における信託受益権の配当動向および投資環境等を勘案した運用成果の目安（目標）であり、将来の運用成果等を約束または保証するものではありません。また、投資環境の急激な変化、当ファンドの資金動向や信託財産の規模等によっては、実際の運用成果において目安となる各分配率を下回る結果となる場合があります。
- ・「参考目標分配率」と「目標分配率」は、投資環境の変動等により異なる値となる場合があります。また、「目標分配率」は、あくまで参考情報として提示するものであり、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更または提示を中止する場合がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドをご購入の後に、保有の継続または換金等を検討される際の参考情報として、毎年の換金申込受付期間内に翌計算期間にかかる「参考目標分配率」を新たに提示しますので、ご購入の販売会社でご確認ください。また、委託会社の下記照会先でもご確認できます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

ファンドの投資プロセス

当ファンドの具体的な投資プロセスは以下の通りです。なお、これら投資プロセス全体の執行にあたっては、幅広い情報の収集・活用に努めます。



会議の名称等については、将来変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で規定するものをいいます。以下同じ。）
 1. 有価証券（下記 a. に掲げる金銭信託の受益権、下記 b. の1. から10. までおよび12. に規定するものに限ります。）
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限a. の 、 および に定めるものに限ります。）
 3. 金銭債権
 4. 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形
有価証券の指図範囲
 - a. 委託会社は、当ファンドの信託金を、主に上記 a. の1.、3. および4. に掲げるものに投資する金銭信託の受益権（本邦通貨表示のものに限ります。）へ主として投資し、かかる金銭信託を通じて、実質的に指名金銭債権（指名債権であって金銭の支払を目的とするものをいいます。）へ主として投資するものとします。
 - b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる金銭信託の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）および金融商

品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）（本邦通貨表示のものに限ります。）への投資の指図をすることができます。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます。）
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から6．の証券または証書の性質を有するもの
- 8．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 9．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 11．預金（譲渡性預金を含み、金融商品取引法第2条第1項第21号に規定するものを除きます。）
- 12．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 13．コール・ローン
- 14．手形割引市場において売買される手形

なお、1．から5．までの証券および7．の証券または証書のうち1．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

- 1．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
 - 2．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
 - 3．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
 - 4．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
 - 5．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成25年9月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎年1回(原則として1月20日、同日が休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として、収益分配前の純資産総額が当該元本総額(元本の額(1万口当り1万円)の合計額をいいます。)を超過する額の全額を収益分配金に充当します。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行いません。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

信託受益権

信託受益権への投資割合には制限を設けません。

株式等

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資は行いません。

有価証券

委託会社は、当ファンドの投資信託財産に属する「(2)投資対象 b. の1. から10.」までの有価証券の時価総額が、当該投資信託財産総額の50%を超える投資の指図は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

先物取引等

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- 2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

公社債の貸付

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲で貸付けの指図をすることができます。
- 2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3．委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2．前記1．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の50%を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．前記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって信託受益権および有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託受益権および有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託受益権および有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該信託受益権および有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

b. 法令で定める投資制限

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める「委託者指図型投資信託」のうち、同第4項（証券投資信託）以外の投資信託です。有価証券¹への投資²は、投資信託財産総額の2分の1以下に制限されます。

1 金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。

2 有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含みます。

当ファンドは、所得税法第2条第1項第15号の3に定める「公募公社債等運用投資信託」に該当します。そのため、上記の有価証券への投資制限に加えて、運用対象資産が同施行令第2条の2に定める資産（公社債、手形、所得税法第2条第1項第15号の2に規定する指名金銭債権及び合同運用信託）に制限されます。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主として信託受益権などの値動きのある資産に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限られるものではありません。

流動性リスク

流動性リスクとは、いわゆる資金繰りに関わるリスクのことをいいます。

当ファンドが主要投資対象とする信託受益権は、原則として取引所の相場のない資産であるため、受益者の換金請求に応じた売却等をする場合、国債など市場での流通性に富む資産に比べて換金処分は困難で、本来の実勢より低い価格で売却しなければならないケースや、売却不可能となるケースが生じる可能性があります。このような事態が発生した場合、当ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性があります。その影響の程度によっては、受益者の払込元本相当額が毀損したり、収益分配を予定通り行うことができなくなる可能性があります。当ファンドでは、このような流動性リスクに対し、原則として受益者の換金申込受付期間を毎計算期末の一定期間に制限し、また毎計算期末までに満期を迎える1年満期等の信託受益権等へ主として投資することで、当該リスクの低減を図っています。

当ファンドでは、上記の換金申込受付期間以外において、受益者から特別な事由がある場合の中途換金（特別解約）の請求が発生する場合に備え、支払準備資金を保有することで当ファンドの安定性を高めています。しかしながら、特別解約の請求が大量に発生した場合等には、支払準備資金として保有する現金又は即時換金可能な運用資産の範囲で収まらなくなる可能性があり、やむを得ず不利な条件で信託受益権等の売却を強いられる等のリスクがあります。

また、主な投資対象資産である信託受益権を設定する合同運用指定金銭信託は、合同運用であるため、当ファンドからの投資に加え、他の投資家（委託者）も存在します。その合同運用指定金銭信託において他の投資家からの大量の設定や解約などが発生した場合、合同運用指定金銭信託が、当初想定した運用の継続が困難になる可能性があります。

これらの影響の程度によっては、当ファンドの受益者の払込元本相当額が毀損したり収益分配を予定通り行うことができなくなる可能性があります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利の変動により組入資産の評価額が変動してファンドが損失を被るリスクをいいます。一般的な債券と同様、信託受益権等の評価額は金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

当ファンドは、このような金利変動リスクに対し、毎計算期末までに満期を迎える1年満期等の信託受益権へ主として投資することで、当該リスクの低減を図っています。

しかしながら、換金申込受付期間以外において、受益者から特別な事由がある場合の中途換金（特別解約）の請求が大量に発生した場合等には、支払準備資金として保有する現金又は即時換金可能な運用資産の範囲で収まらなくなる可能性があり、やむを得ず信託受益権等の売却を強いられる場合等があります。

このような場合、一般に金利上昇時には、相対的な投資価値が低下している状態で資産の売却を行うことになるため、当該売却が当ファンドに損失を与える可能性があります。

また、金利低下時に自動車ローン等の期限前返済が想定以上に発生した場合、当初期待した金利水準で再投資することができなくなるリスク等があります。

信用リスク

信用リスクとは、組入資産の発行者の経営・財務状況の悪化やそれらに伴う外部からの評価の低下により、組入資産の評価が下落・喪失し、ファンドが損失を被るリスクをいいます。

当ファンドは、金銭信託の信託受益権を通じて、指名金銭債権（自動車ローン等）等の信用リスクを有する資産へ実質的に投資します。当ファンドではかかる信用リスクに対し、優先劣後構造の仕組みや保証等の手法による信用補完措置を講じ、当該リスクの低減を図っています。しかしながら、実質的な投資対象資産である指名金銭債権（自動車ローン等）に、当初の想定を超えた不良債権が発生した場合には、組入れた信託受益権等からの配当や元本償還が予定通り得られなくなる等のリスクがあります。

また、合同運用指定金銭信託が金利スワップ等のデリバティブ取引を行っている場合、その取引の相手方の経営・財務状況の悪化やそれらに伴う外部からの評価の低下等により契約通りの取引を行えなくなり、合同運用指定金銭信託の運用の継続が困難になる可能性があり、その影響の程度によっては、受益者の払込元本相当額が毀損したり収益分配を予定通り行うことができなくなる可能性があります。

実質的に投資する指名金銭債権の具体例として挙げている自動車ローン等の場合、ローン等の実行事務やこれら債権の管理・回収を提携した信販会社等に委託（以下、管理委託といいます。）することがありますが、これら委託した信販会社等の債務不履行等により、債権の毀損や回収事務の滞留が起こる可能性があります。このような事態となった場合、バックアップ・サービサーへ回収事務を移管し、速やかに回収を開始しますが、一時的な回収事務停止が起こる可能性があります。管理委託業務は、管理委託先の業務遂行能力に依拠するため、当該金銭信託における管理委託先を選定するにあたっては、当該管理会社の能力・経験・ノウハウを十分考慮することが前提となりますが、その管理会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。

当ファンドでは、このほかショッピングクレジット債権、住宅リフォームローン債権等を実質的な投資対象とする場合、公社債・コマーシャルペーパー・短期金融商品などへ投資する場合があります。これらの発行体または運用機関に債務不履行等が生じた場合にも、元本や利金等の支払いが予定通り行われない可能性があります。

<その他>

当ファンドの主要投資対象資産は流動性に制限があるため、特別な事由がある場合の換金（特別解約）を除き、原則として受益者の換金申込受付期間を毎計算期末の一定期間に制限しています。

また、特別解約の条件を満たす場合であっても、多額な特別解約があった場合、または特別解約が一時期に集中したため保有資産の即時売却が困難である場合等には、中途換金のお申込みをお断りする場合や換金時期を延期させていただく場合があります。

(2) リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

前記の報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本の総額に年0.75%以内の率を乗じて得た金額とします。

当ファンドの信託報酬の率およびその支払い先および配分は以下のとおりとします。

（適用期間：平成26年1月21日～平成27年1月20日）

信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
年0.20%	年0.087875%	年0.097125%	年0.015%

販売会社の配分率には、委託会社が支払う代行手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれています。

信託報酬の率は、年0.75%の率を上限とする範囲内で、原則として、当ファンドの取得および換金申込受付期間に提示される「参考目標分配率」の水準に応じ、毎計算期間毎に見直します。

（ご参考：「参考目標分配率」の水準に応じた「信託報酬の率」）

参考目標分配率	信託報酬の率（年率）			
	委託会社	販売会社	受託会社	合計
2.5%以上	0.334875%	0.370125%	0.045%	0.75%
2.0%以上2.5%未満	0.313500%	0.346500%	0.040%	0.70%
1.5%以上2.0%未満	0.268375%	0.296625%	0.035%	0.60%
1.0%以上1.5%未満	0.223250%	0.246750%	0.030%	0.50%
0.5%以上1.0%未満	0.178125%	0.196875%	0.025%	0.40%
0.4%以上0.5%未満	0.155800%	0.172200%	0.022%	0.35%
0.3%以上0.4%未満	0.133000%	0.147000%	0.020%	0.30%
0.2%以上0.3%未満	0.087875%	0.097125%	0.015%	0.20%
0.2%未満	0.042750%	0.047250%	0.010%	0.10%

販売会社の配分率には、委託会社が支払う代行手数料に係る消費税等相当額が含まれます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（特定資産の価格調査に要する費用、監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらにかかる消費税等相当額を含みます。）、受託会社が立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

特別解約時には、信託財産留保額（特別解約受付日の基準価額の0.5%）をご負担いただきます。

当ファンドへの投資を通じ、投資対象である金銭信託の受益権の運用費用等を間接的にご負担いただきます。当該費用は、運用環境や投資状況等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、所得税法第2条第1項第15号の3に定める「公募公社債等運用投資信託」に該当し、当ファンドから発生する収益は利子所得として扱われます。

個別元本について

- 1 受益者毎の信託時の受益権の価額が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3 ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4 個別元本は、各月号毎に算出されます。なお、追加信託を行う場合の算出方法は、原則として以下の通りです。

$$\frac{(\text{同じ月号の追加信託前の個別元本} \times \text{既保有口数}) + (\text{同じ月号の追加信託時の基準価額} \times \text{追加信託口数})}{(\text{同じ月号の既保有口数} + \text{同じ月号の追加信託口数})} \times 10,000$$

課税方法について

1 個人の受益者に対する課税上の取扱い

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金、ならびに一部解約時、特別解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉分離課税が行われます。

- * 平成28年1月1日から、個人の受益者が支払いを受ける当ファンドにかかる収益分配金、ならびに一部解約時、特別解約時および償還時の個別元本超過額は申告分離課税の対象となり、以下の税率が適用される予定です。
- * 平成28年1月1日から、上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算ならびに繰越控除の特例の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託、証券投資信託以外の公募投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2 法人の受益者に対する課税上の取扱い

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金、ならびに一部解約時、特別解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

上記の内容は平成25年9月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年9月30日現在）

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
その他の資産	金銭信託受益権	日本	691,308,000	94.56
	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		39,738,152	5.43
合計(純資産総額)			731,046,152	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

(注3) 当ファンドの主要投資対象である金銭信託の受益権は、「金融商品取引法第2条第2項の規定による有価証券とみなされる権利」であるものの、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項における「有価証券」に該当しないため、「5 運用状況」においては、その他の資産として区分していません。(以下同じ。)

(2) 【投資資産】（平成25年9月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

国/ 地域	種類	銘柄名	帳簿価額 単価・金額(円)	評価額 単価・金額(円)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	金銭信託 受益権	金銭信託(予定配当率固定型) <第2受益権>マネートラスト (A運用タイプ)	692,000,000	691,308,000	平成26年1月20日	94.56

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	平成19年1月22日	1,692	1,696	1.0000	1.0028
2期	平成20年1月21日	1,482	1,493	1.0000	1.0072
3期	平成21年1月20日	1,433	1,446	1.0000	1.0091
4期	平成22年1月20日	1,180	1,188	1.0000	1.0064
5期	平成23年1月20日	1,600	1,608	1.0000	1.0049
6期	平成24年1月20日	1,255	1,260	1.0000	1.0041

7期	平成25年1月21日	1,012	1,016	1.0000	1.0040
	平成24年9月末日	1,014		1.0018	
	平成24年10月末日	1,014		1.0022	
	平成24年11月末日	1,015		1.0025	
	平成24年12月末日	1,015		1.0028	
	平成25年1月末日	728		0.9982	
	平成25年2月末日	728		0.9986	
	平成25年3月末日	728		0.9989	
	平成25年4月末日	728		0.9993	
	平成25年5月末日	729		0.9997	
	平成25年6月末日	729		1.0001	
	平成25年7月末日	730		1.0015	
	平成25年8月末日	730		1.0018	
	平成25年9月30日	731		1.0022	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.002807
2期	0.007153
3期	0.009132
4期	0.006360
5期	0.004917
6期	0.004069
7期	0.004038

【収益率の推移】

期	収益率(%)
1期	0.28
2期	0.72
3期	0.91
4期	0.64
5期	0.49
6期	0.41
7期	0.40
8期(中間期)	0.13

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
1期	1,692,214,937		1,692,214,937

2期	218,406,304	428,079,776	1,482,541,465
3期	351,340,632	400,770,667	1,433,111,430
4期	35,771,359	288,379,361	1,180,503,428
5期	606,815,733	187,071,685	1,600,247,476
6期	216,600,000	561,801,982	1,255,045,494
7期	59,723,063	302,095,405	1,012,673,152
8期(中間期)		283,262,572	729,410,580

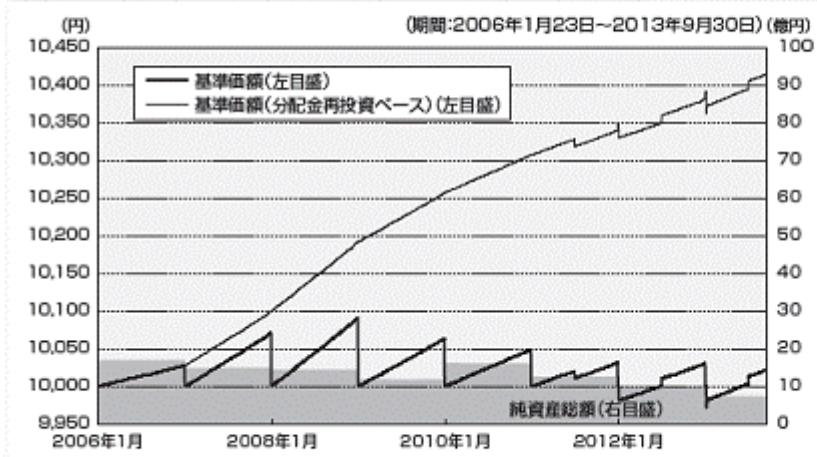
(注) 第1期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

< 参考情報 >

(2013年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移

基準価額(1万口当たり)	10,022円
純資産総額	7.31億円



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2013年1月	40円38銭
2012年1月	40円69銭
2011年1月	49円17銭
2010年1月	63円60銭
2009年1月	91円32銭
設定来累計	384円76銭
設定来:2006年1月23日以降	

※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

※当ファンドは、2011年7月21日に基準価額の推移に影響を及ぼすことが想定される主要投資対象の評価方法の変更をしています。

主要な資産の状況 ※各比率は純資産総額に対する組入比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

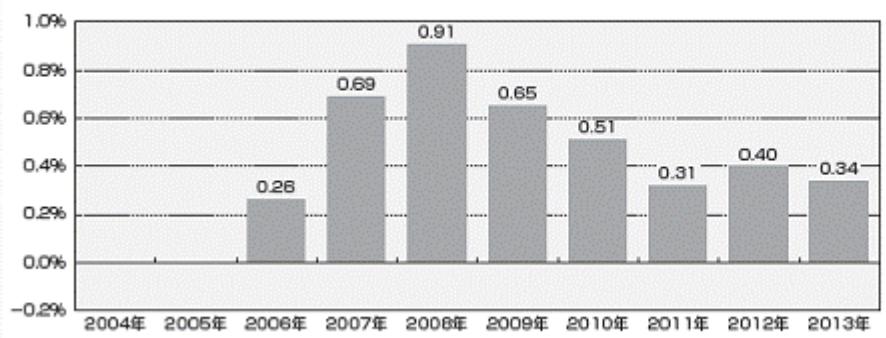
< 資産の組入比率 >

資産の種類	国内/外国	比率(%)
金銭信託受益権	国内	94.6
現金・預金・その他の資産		5.4
合計		100.0

< 組入銘柄 >

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率(%)
1	金銭信託(予定配当率固定型) (第2受益権)マネートラスト(A運用タイプ)	金銭信託受益権	日本	2014年1月20日	94.6

年間収益率の推移〈暦年ベース〉



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2006年は設定日(1月23日)から年末までの収益率、2013年は1月から9月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込受付期間中のお申込みは、原則として取得申込受付期間の最終日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込受付期間中のお申込みといたします。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、以下の通りとなります。

一般コース：100万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）

自動けいぞく投資コース：100万円以上1円単位

ただし信託財産の運用方針の維持及び円滑な資金管理のため、取得申込者一人あたりの取得申込みは原則として1億口または1億円を上限とします。

上記の申込単位は販売会社における標準的な申込単位です。販売会社によっては別に申込単位等を設定する場合があります。

申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会
は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、毎年1月20日（休業日の場合は翌営業日）の基準価額とします。また、申込手数料はありません。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 取得申込金額の総額が、当ファンドの運用に必要な資金規模に達しない場合や多額と判断される場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止または延期することがあります。
- (8) 取得申込受付期間毎に、また、販売会社毎に、取得申込金額の総額に制限を設ける場合があります。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金は、原則として一部解約（解約請求）によりお取扱いします。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。

上記の解約単位は、販売会社における標準的な解約単位です。

ご解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。

- (3) 解約の請求を行う受益者は振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとし、
- (4) 解約請求受付については、信託期間のうち、毎年12月20日 の翌営業日から1月20日 までの約1ヵ月間を換金申込受付期間とし、原則としてそれ以外に換金申込みの受付は行いません。換金のお申込みは、原則として毎年1月20日 の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該換金申込受付期間中のお申込みとします。換金（解約）の実行日は、毎年1月20日 とします。

同日が休業日の場合は翌営業日とします。

- (5) 解約の価額は、毎年1月20日（休業日の場合は翌営業日）の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (6) ただし、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその管財人）が、次の特別な事由により受益権の一部解約の請求をした場合（以下「特別解約」という場合があります。）には、換金申込受付期間以外の営業日であっても解約の請求を受付けることがあります。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前記1.から4.に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

受益者が特別解約の請求をする場合、委託会社または販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることが出来るものとし、特別解約を希望される場合はお申込みの販売会社へお申出ください。お申出の後、委託会社が指定する日を特別解約の受付日（以下「特別解約受付日」といいます。）とします（特別解約受付日は、お申出当日になるとは限りませんのでご注意ください。）。

- (7) 特別解約の価額は、特別解約受付日の基準価額から当該基準価額に0.50%の率を乗じた額を信託財産留保額 として控除した価額（解約価額）とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

- (8) 解約代金は、毎年1月20日（休業日の場合は翌営業日）、または特別解約受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。
- (9) 委託会社は、一部解約または特別解約の請求金額が多額と判断される場合、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、一部解約または特別解約の実行の請求の受付を延期または中止すること、および既に受付けた一部解約または特別解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付けの延期または中止以前に行った当日の一部解約または特別解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約または特別解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約または特別解約の価額は、当該受付けを延期または中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約または特別解約の実行の請求を受付けたものとして、当該一部解約または特別解約の請求受付日の基準価額または解約価額とします。
- (10) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

信託財産に属する資産は法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[一般社団法人投資信託協会規則 基準価額の算出方法]

1. 組入資産の評価	
右記 から の順にて適用	日本証券業協会発表の売買参考統計値平均値で評価 銀行、金融商品取引業者等の提示する価格で評価 価格情報会社の提供する価額で評価 委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額で評価
2. 未収利息	
1日あたりの未収利息に経過日数を乗じた金額を未収利息として計上します。	
3. 信託報酬	
信託期間を通じて毎日、信託財産の元本の総額に年0.75%以内の率を乗じた額を計上します。	

ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(主要投資対象の評価方法に関する留意事項)

平成23年7月21日に、当ファンドの主要投資対象である信託受益権の評価方法を変更しています。

変更後	変更前
銀行、金融商品取引業者等の提示する価額で評価	委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額で評価

当ファンドが投資する信託受益権は、委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額で評価していましたが、銀行、金融商品取引業者等の提示する価額(以下「外部評価額」といいます。)が入手可能となったことから、外部評価額をもって当該信託受益権を評価する方法に変更(時価として適用する評価について変更)しました。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成18年1月23日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年1月21日から翌年1月20日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、第1期計算期間は平成18年1月23日から平成19年1月22日までとします。最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および償還時に期中の運用経過や投資状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

利害関係者との特定資産の取引に関して

[利益相反の恐れのある場合の受益者への書面交付について]

委託会社は、次のa.に定める取引が行われた場合には、b.に定める当該取引に係る事項を記載した書面を、a.に規定する投資信託財産に係る知られたる受益者に対して遅滞なく交付しなければなりません。（投資信託及び投資法人に関する法律、同施行令及び同施行規則）

- a. 当ファンドと自己またはその取締役もしくは執行役、運用を行う他の投資信託財産、利害関係人等との間における特定資産（施行規則に規定する指定資産を除きます。）の売買等の取引の場合
書面交付先：当ファンドの受益者
- b. 受益者に交付する書面に記載すべき事項は次に規定する通りです。

（書面交付の内容）

- イ. 当該取引に係る委託者指図型投資信託の名称
- ロ. 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と委託会社との関係を含みます。）
- ハ. 取引を行った理由
- ニ. 取引の内容（取引を行った特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するために必要な事項）、数および取引価格、取引の方法ならびに取引を行った年月日）
- ホ. 投資信託及び投資法人に関する法律（特定資産の価格調査）の調査の結果

- へ．当該書面の交付年月日
- ト．その他参考になる事項

当ファンドの主要投資対象である合同運用指定金銭信託の信託受益権等の特定資産について、委託会社の利害関係人と取引した場合には、上記法令諸規則に従い、当ファンドの受益者へ、取引の内容等を記載した書面通知を送付致します。

委託会社ホームページでも情報入手することができます。

照会先の名称	ホームページアドレス
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金の支払いは原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【みずほインカムトラストファンド1月号】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間 (平成24年 1 月20日現在)	第7期計算期間 (平成25年 1 月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,262,060,523	1,018,308,743
未収利息	3,023	2,400
流動資産合計	1,262,063,546	1,018,311,143
資産合計	1,262,063,546	1,018,311,143
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,106,780	4,089,174
未払受託者報酬	126,463	102,459
未払委託者報酬	1,771,503	1,434,760
その他未払費用	13,267	10,743
流動負債合計	7,018,013	5,637,136
負債合計	7,018,013	5,637,136
純資産の部		
元本等		
元本	1,255,045,494	1,012,673,152
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	39	855
元本等合計	1,255,045,533	1,012,674,007
純資産合計	1,255,045,533	1,012,674,007
負債純資産合計	1,262,063,546	1,018,311,143

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期計算期間 (自 平成23年 1 月21日 至 平成24年 1 月20日)	第7期計算期間 (自 平成24年 1 月21日 至 平成25年 1 月21日)
営業収益		
受取利息	8,903,645	7,159,468
営業収益合計	8,903,645	7,159,468
営業費用		
受託者報酬	250,894	203,850
委託者報酬	3,514,433	2,854,381
その他費用	36,826	31,847
営業費用合計	3,802,153	3,090,078
営業利益又は営業損失()	5,101,492	4,069,390
経常利益又は経常損失()	5,101,492	4,069,390
当期純利益又は当期純損失()	5,101,492	4,069,390
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	727	39
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,600	20,600
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,600	20,600
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	5,106,780	4,089,174
期末剰余金又は期末欠損金()	39	855

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 6 期計算期間 (自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)	第 7 期計算期間 (自 平成24年1月21日 至 平成25年1月21日)
1 その他		当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成24年1月21日から平成25年1月21日までとなっております。
2 追加情報		当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第 6 期計算期間 (平成24年1月20日現在)	第 7 期計算期間 (平成25年1月21日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		1,255,045,494口	1,012,673,152口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0000 円 (10,000 円)	1.0000 円 (10,000 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 6 期計算期間 (自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)	第 7 期計算期間 (自 平成24年1月21日 至 平成25年1月21日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における元本超過額5,106,819円より、5,106,780円（1万口当たり40円69銭）を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における元本超過額4,090,029円より、4,089,174円（1万口当たり40円38銭）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 6 期計算期間 (自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)	第 7 期計算期間 (自 平成24年1月21日 至 平成25年1月21日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定める「委託者指図型投資信託」のうち、同第4項（証券投資信託）以外の投資信託であり、投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは、期中、信託受益権を保有しておりました。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	第 6 期計算期間 (平成24年1月20日現在)	第 7 期計算期間 (平成25年1月21日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
----------------------	---	-----------------------------------

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 6 期計算期間 (自 平成23年1月21日 至 平成24年1月20日)	第 7 期計算期間 (自 平成24年1月21日 至 平成25年1月21日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項 目	期別 第 6 期計算期間 (平成24年1月20日現在)	第 7 期計算期間 (平成25年1月21日現在)
1 期首元本額	1,600,247,476 円	1,255,045,494 円
期中追加設定元本額	216,600,000 円	59,723,063 円
期中一部解約元本額	561,801,982 円	302,095,405 円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

中間財務諸表

【みずほインカムトラストファンド1月号】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第8期中間計算期間 (平成25年 7 月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		38,171,292
信託受益権		691,308,000
未収利息		1,647,632
流動資産合計		731,126,924
資産合計		731,126,924
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		54,175
未払委託者報酬		669,131
その他未払費用		17,997
流動負債合計		741,303
負債合計		741,303
純資産の部		
元本等		
元本		729,410,580
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		975,041
元本等合計		730,385,621
純資産合計		730,385,621
負債純資産合計		731,126,924

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期中間計算期間 (自 平成25年 1 月22日 至 平成25年 7 月21日)
営業収益	
受取利息	2,407,489
有価証券売買等損益	692,000
営業収益合計	1,715,489
営業費用	
受託者報酬	54,175
委託者報酬	669,131
その他費用	17,997
営業費用合計	741,303
営業利益又は営業損失()	974,186
経常利益又は経常損失()	974,186
中間純利益又は中間純損失()	974,186
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	-
期首剰余金又は期首欠損金()	855
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	975,041

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 8 期中間計算期間 (自 平成25年1月22日 至 平成25年7月21日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	信託受益権 原則として時価で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第 8 期中間計算期間 (平成25年7月21日現在)
1 中間計算期間末日の受益権総口数		729,410,580口
2 中間期末 1 口当たりの純資産の額 (中間期末 1 万口当たりの純資産の額)		1.0013 円 (10,013 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項目	第 8 期中間計算期間 (平成25年7月21日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 信託受益権 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	第 8 期中間計算期間 (平成25年7月21日現在)
1 期首元本額		1,012,673,152 円
期中追加設定元本額		円
期中一部解約元本額		283,262,572 円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年9月30日現在）

資産総額（円）	731,332,862
負債総額（円）	286,710
純資産総額（ - ）（円）	731,046,152
発行済口数（口）	729,410,580
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.0022

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

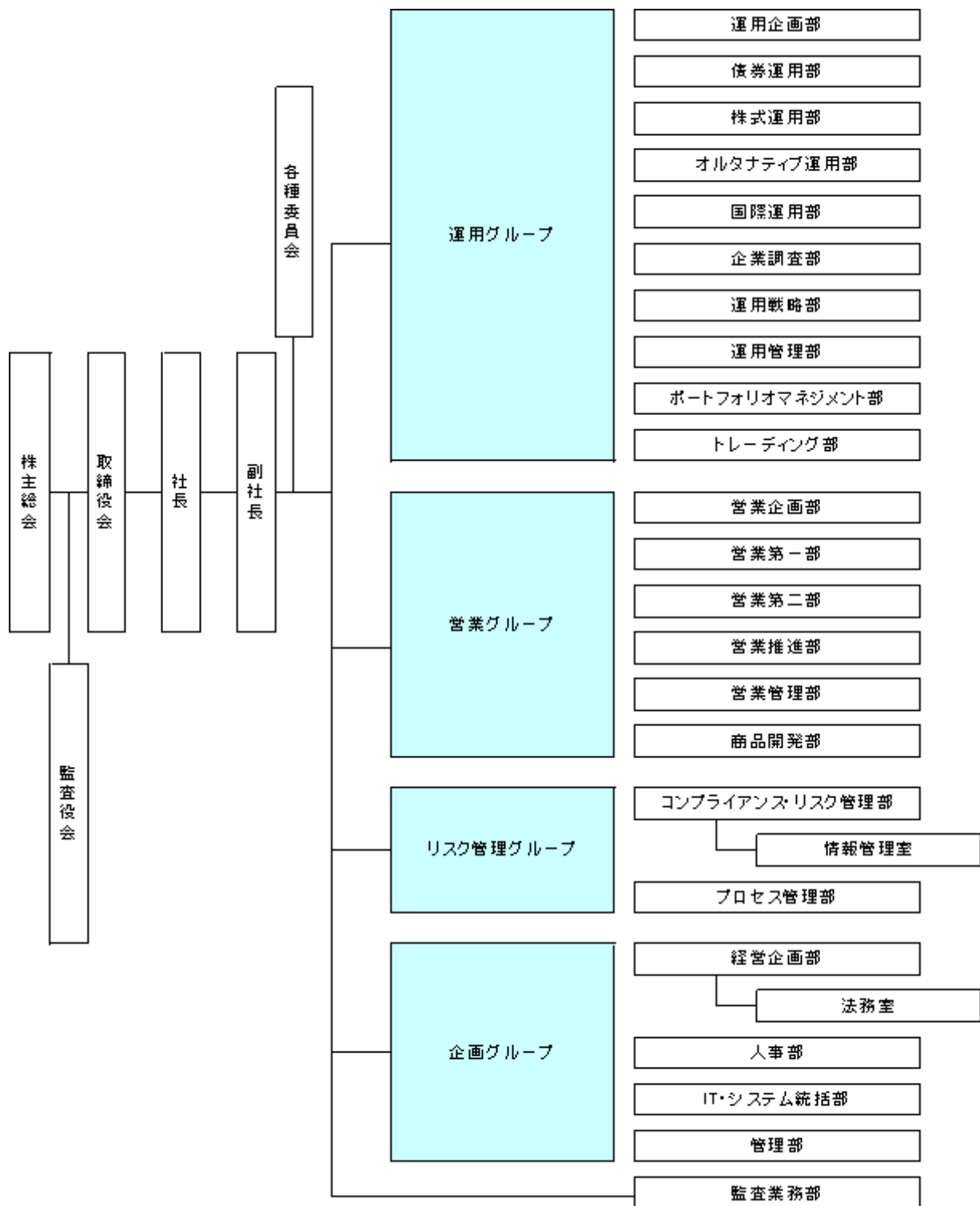
第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年9月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成25年9月末日現在)
会社の組織図

運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成25年9月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	327,993,655,881
追加型株式投資信託	234	1,819,535,766,376
追加型金銭信託受益権投資信託	12	10,025,974,686
単位型株式投資信託	6	10,999,915,726
合計	267	2,168,555,312,669

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位： 千円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,783,929	2,268,024
有価証券	21,231	-
短期貸付金	-	16,195,635
前払費用	83,988	253,250
未収入金	-	1,119,715
未収委託者報酬	1,597,501	1,517,926
未収運用受託報酬	585,270	709,038
繰延税金資産	179,026	168,605
その他流動資産	143,681	165,346
貸倒引当金	873	7,816
流動資産合計	20,393,755	22,389,725
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	186,195	167,960
工具、器具及び備品（純額）	109,225	93,706
リース資産（純額）	5,462	3,943
有形固定資産合計	1 300,883	1 265,610
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	22	-
その他無形固定資産	188	133
無形固定資産合計	1 12,957	1 12,880
投資その他の資産		
投資有価証券	4,016,768	2,708,128
長期差入保証金	519,439	514,642
前払年金費用	196,834	263,427
会員権	19,500	17,200
繰延税金資産	171,873	63,011
その他	9,330	15,565
投資その他の資産合計	4,933,746	3,581,975
固定資産合計	5,247,586	3,860,466
資産合計	25,641,342	26,250,191
負債の部		
流動負債		
預り金	31,986	375,742
リース債務	3,228	3,023
未払金		
未払収益分配金	978	901
未払償還金	29,951	28,656
未払手数料	694,169	650,405
その他未払金	11,378	10,777
未払金合計	736,476	690,740
未払費用	1,035,938	1,146,683

未払法人税等	108,951	18,987
未払消費税等	67,343	62,693
賞与引当金	368,000	347,800
その他流動負債	4,950	5,121
流動負債合計	2,356,876	2,650,793
固定負債		
リース債務	10,319	7,296
役員退職慰労引当金	154,212	178,410
時効後支払損引当金	16,105	16,905
その他固定負債	2,520	6,951
固定負債合計	183,157	209,562
負債合計	2,540,034	2,860,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計	16,499,113	16,648,301
株主資本合計	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	159,879	20,541
評価・換算差額等合計	159,879	20,541
純資産合計	23,101,308	23,389,835
負債純資産合計	25,641,342	26,250,191

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,509,688	15,739,580
運用受託報酬	2,214,102	2,401,288
営業収益合計	18,723,790	18,140,869
営業費用		
支払手数料	7,741,676	7,426,160
広告宣伝費	170,580	149,566
公告費	370	152
調査費		
調査費	845,471	948,113
委託調査費	3,754,952	3,624,517
図書費	7,007	7,229
調査費合計	4,607,430	4,579,861
委託計算費	194,940	177,505
営業雑経費		
通信費	51,878	50,112
印刷費	167,656	167,179
協会費	16,750	18,816
諸会費	2,639	2,689
その他	36,815	37,963
営業雑経費合計	275,740	276,761
営業費用合計	12,990,738	12,610,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,717	141,073
給料手当	2,220,149	2,204,883
賞与	326,160	333,923
給料合計	2,688,027	2,679,880
交際費	275	707
旅費交通費	67,641	67,470
租税公課	49,669	50,223
不動産賃借料	445,713	421,877
退職給付費用	167,804	165,171
福利厚生費	408,303	409,033
貸倒引当金繰入	-	6,943
賞与引当金繰入	368,000	347,800
役員退職慰労引当金繰入	34,592	39,522
固定資産減価償却費	69,347	51,898
諸経費	303,377	310,561
一般管理費合計	4,602,752	4,551,091
営業利益	1,130,299	979,771
営業外収益		
受取配当金	1,672	1,032
受取利息	11,553	12,757

有価証券解約益	4,113	1,437
有価証券償還益	2,019	1,387
時効到来償還金等	2,169	1,576
雑収入	10,602	17,474
営業外収益合計	32,131	35,666
営業外費用		
有価証券解約損	15,045	118,238
有価証券償還損	-	160,957
ヘッジ会計に係る損失	850	38
時効後支払損引当金繰入額	19,679	2,481
雑損失	15,036	2,148
営業外費用合計	50,611	283,864
経常利益	1,111,819	731,573
特別利益		
受取和解金	120,735	-
特別利益合計	120,735	-
特別損失		
和解費用	2,335	-
投資有価証券売却損	47,986	22,844
投資有価証券評価損	34,011	-
減損損失	11,358	-
遊休資産売却損	-	3,932
特別損失合計	95,692	26,776
税引前当期純利益	1,136,863	704,796
法人税、住民税及び事業税	376,959	193,759
法人税等調整額	119,789	42,020
法人税等合計	496,748	235,779
当期純利益	640,114	469,017

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,083,517	6,365,928
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計		
当期首残高	16,216,701	16,499,113
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	16,499,113	16,648,301
株主資本合計		
当期首残高	22,978,776	23,261,188
当期変動額		

剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
評価・換算差額等合計		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
純資産合計		
当期首残高	22,849,363	23,101,308
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,466	139,338
当期変動額合計	251,944	288,526
当期末残高	23,101,308	23,389,835

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3．固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（5）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

(3)ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示情報の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた206,164千円は、「前払年金費用」196,834千円、「その他」9,330千円として組み替えております。

追加情報

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
	建物 147,526千円		建物 165,761千円
	工具、器具及び備品 349,763千円		工具、器具及び備品 346,701千円
	リース資産 26,240千円		リース資産 21,452千円
	ソフトウェア 3,885千円		ソフトウェア 670千円
	その他無形固定資産 658千円		その他無形固定資産 712千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年 6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	357,703,800円
2) 1株当たり配当額	340円
3) 基準日	平成23年 3月31日
4) 効力発生日	平成23年 6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	304円
4) 基準日	平成24年 3月31日
5) 効力発生日	平成24年 6月13日

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年 6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 1株当たり配当額	304円
3) 基準日	平成24年 3月31日
4) 効力発生日	平成24年 6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年 6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	233,559,540円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	222円
4) 基準日	平成25年 3月31日
5) 効力発生日	平成25年 6月13日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
(3) 未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
(4) 未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
(5) 長期差入保証金	519,439	518,758	680
資産計	24,274,376	24,273,695	680
(1) 未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引（1） ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
(2) 短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
(3) 未収入金	1,119,715	1,119,715	-
(4) 未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
(5) 未収運用受託報酬	709,038	709,038	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
(7) 長期差入保証金	514,642	514,559	83
資産計	24,966,590	24,966,507	83
(1) 未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引（1） ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）短期貸付金、（3）未収入金、（4）未収委託者報酬及び（5）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（7）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
非上場株式	249,764	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（6）投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,783,234	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	5,948	5,774	173
債券	-	-	-
証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	12,953	14,345	1,391
債券	-	-	-
証券投資信託	3,681,332	3,932,615	251,282
小計	3,694,286	3,946,960	252,673
合計	3,788,236	4,036,753	248,516

当事業年度(平成25年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,425,444	2,465,635	40,191
小計	2,425,444	2,465,635	40,191
合計	2,641,608	2,673,524	31,915

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	27,915	-	35,755
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	27,915	-	35,755

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	161,410	-	21,884
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	21,884

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	150,608	6,133	15,045
合計	150,608	6,133	15,045

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	3,040,519	2,825	279,196
合計	3,040,519	2,825	279,196

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	68,110	-	2,520
		投資有価証券	248,320	-	9,330
	合計		316,430	-	6,810

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	79,849	-	6,951
		投資有価証券	272,890	-	15,565
	合計		352,739	-	8,614

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	721,405	805,634
(2) 年金資産(千円)	918,239	1,069,061
(3) 退職給付引当金(千円)		
(4) 前払年金費用(千円)	196,834	263,427

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
(1) 勤務費用(千円)	167,804 (注1)	165,171 (注2)
(2) 退職給付費用(千円)	167,804	165,171

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

(注2) 確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	29,811千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	79,565千円	63,338千円
賞与引当金損金算入限度超過額	139,876千円	132,198千円
社会保険料損金不算入額	18,674千円	18,577千円
役員退職慰労引当金	58,616千円	67,813千円
未払事業税	11,519千円	6,439千円
その他有価証券評価差額金	88,636千円	11,374千円
その他	61,029千円	40,726千円
繰延税金資産小計	487,731千円	357,956千円
評価性引当額	66,679千円	32,453千円
繰延税金資産合計	421,051千円	325,502千円
繰延税金負債		
前払年金費用	70,151千円	93,885千円
繰延税金負債合計	70,151千円	93,885千円
繰延税金資産の純額	350,899千円	231,617千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
(調整)		
評価性引当額	1.20%	4.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.02%	0.02%
住民税等均等割	0.33%	0.54%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.30%	-
その他	0.02%	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.69%	33.45%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)及び当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)及び当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額 21,957.95円	1株当たり純資産額 22,232.20円
1株当たり当期純利益金額 608.43円	1株当たり当期純利益金額 445.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 640,114千円	損益計算書上の当期純利益 469,017千円
普通株式に係る当期純利益 640,114千円	普通株式に係る当期純利益 469,017千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1)受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。
(2)販売会社	株式会社みずほ銀行*	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

(注) 資本金の額は、平成25年3月末日現在 平成25年7月1日現在

* 株式会社みずほ銀行は、新規の受益権の取得のお申込みの取扱いはいりません。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成25年12月6日現在、該当する事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 当ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、当ファンドの運用実績を表示する場合があります。
- (7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
 - ・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
 - ・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨
 - ・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
 - ・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月22日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほインカムトラストファンド1月号の平成24年1月21日から平成25年1月21日までの第7期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほインカムトラストファンド1月号の平成25年1月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年9月13日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほインカムトラストファンド1月号の平成25年1月22日から平成25年7月21日までの第8期中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほインカムトラストファンド1月号の平成25年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年1月22日から平成25年7月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江見	睦生	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	福村	寛	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。